


広告掲載仕様書①

1 広告媒体について

名称	エレベーター扉外側広告	
規格・判型	縦 2,100mm×横 900mm	
設置可能数	2基×1面(1階)	
掲載単位	1面ごと1年単位	
内容等	青葉区役所1階にあるエレベーター扉の外側に、エレベーターラッピング広告を掲出すること。	
設置場所・設置方法	青葉区役所1階にあるエレベーター1号機及び3号機の扉外側に、エレベーターラッピング(全面シート貼りを想定)を設置し、広告の掲出を行う。 事業終了後は原状回復することとし、広告の設置、入替え、撤去、及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。	
広告媒体所管課	青葉区区民部総務課	

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース(縦×横)	枠数	色数
1階エレベーター扉外側	縦 2,100mm×横 900mm	2枠(1枠1広告)	制限なし

広告掲載が望ましくない業種・内容	区役所の業務に支障をきたす内容とならないこと 庁舎内の各種案内表示等を損なわないデザイン・色使いとすること その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による
納品(入稿)方法	原稿素案提出締切日:掲出開始日の3週間前(土日・祝日にあたる場合は、直近の開庁日)まで ※掲出前に広告内容の審査を受けてください。
提案する内容	広告掲載料 最低価格 460,000円(消費税込)以上/年
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。 ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ・広告内に、広告である旨を明記してください。 ・広告欄外に、契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申し込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。 ・1枠1広告の掲載となります。枠の分割はできません。